

参議院農林水産委員会會議録第三十五号

昭和三十年七月二十七日(水曜日)午後
一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

江田 三郎君

秋山俊一郎君

白波瀬米吉君

三浦 辰雄君

戸叶 武君

千田 正君

青山 正一君

池田幸右衛門君

大矢半次郎君

重政 庸徳君

田中 啓一君

長谷山行毅君

飯島通次郎君

清澤 俊英君

小林 孝平君

東 隆君

棚橋 小虎君

菊田 七平君

鈴木 強平君

小枝 一雄君

平野 三郎君

井手 以誠君

稻富 稔人君

政府委員

農林政務次官

農林省畜産局長

事務局側

吉川 久衛君
原田 傳君

説明員

常任委員 安樂城敏男君
会専門員

農林大臣官

檜垣 好文君

農林省農林経

和田 正明君

農林省農地

大塚 常治君

局建設部長

害復旧課長

本日の会議に付した案件

○養ほう振興法案(衆議院提出)

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案(衆議院提出)

○委員長(江田三郎君) ただいまから委員会を開会いたします。

最初に養ほう振興法案を議題といたします。

本法案につきましては去る六月三十日提案理由の説明を聞いたのでありますが、七月二十二日衆議院で修正議決されて本委員会に本付託にされております。

本日はまず法案の内容その他参考事項について補足的に説明すること、があれば御説明願ひ、就いて質疑に入ること、にいたします。

○衆議院議員(平野三郎君) さきに本委員会におきまして提案理由の説明を申し上げたのでございますが、その後衆議院におきまして審査の結果、提出者より修正案を提出いたしましたので、その点を御説明申し上げたいと存じます。

本法案の第五条を削除いたしましたような次第でございますが、その経緯につきましては極く簡単に御説明を申し上げますが、第五條は農業者の被害が養ほうのために著しい被害のおそれがあると認められるときにおきましては、農林大臣がこれの使用を制限し、また使用の時期、方法等について必要な措置を命ずることができるといふ規定でございます。

これは農林大臣が被害のおそれある場合に必要なる措置をとるというわけでございまして、提案者といひましてはさしたる問題もなではないか、かように考へておたつわけでございしますが、衆議院におきましては、これも当然のことではあるけれども、最近農業者の被害といふことは漁業の問題、特に有明海におけるところの被害の実情等につきまして相当の問題が提起されておつて、いずれこれは別個の問題として慎重に検討すべきものである。従つて今この法案の中にこの点だけを取り上げるといふことになりましますと、農民に対して誤解を招くおそれもある。こういうような実は御議論がございましたので、提案者といひましてはこれは別個の問題として慎重に検討することが望ましいと、かように考へが変りましたがために、第五條を削除いたしましたので、さうな修正案をあらためて提出いたしましたところ、これをもつて御了承いただきまして、全会一致をもつて御可決

をいただいたような次第でございます。

ので、参議院におきましてはこの修正案を含めましてこの原案につきまして御審議を賜わりたい、かように存するわけであります。

○委員長(江田三郎君) 御質疑がございましたらどうぞお願いいたします。

○田中啓一君 これはもう実は提案の際に御説明があつたかと思つたのでありますが、念のためにもう一ぺんお聞きしておきたいのであります。本案施行に要する経費として、本年度約五百万円の見込みであると書いてあります。

これはおそろく付則にございしますが、この家畜伝染病予防法の仲間入りをさせて、腐蛆病に対する予防措置が書いてあるのであります。こういうことの経費であらうと考へるのであります。しかも今年はこの法律のできま

す以前に、すでに一応この病気の流行を見まして、便宜農林省において措置をとられて、相当金を使つておられると思つたのでありますが、なお病気が残つておつて今後起るのであります。これは、またはこれまでの費用がこれくらいはかつたというお見込みでございますか。その辺のところをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(平野三郎君) 実は昨年度腐蛆病という特殊の病気がミツバチに発生いたしましたので、一応家畜伝染病の予防法の規定に基きまして、政府が政令をもつてミツバチを指定いたしましたので、この措置をいたしましたのであります。それが、正確に申し上げ

げますと七百七十万円要したわけでございます。今後発生するかどうかといふことは、これは予測できないこととてございしますが、今後発生するといひました場合にはおきましては、五百万円程度を要するのではないかと、こういうことであります。

○田中啓一君 今の点は了解いたしました。そこで本案提出の理由を拝見いたしますと、ハチみつ及びみつろの増産、こういうことが目的になつておるのでございします。そこで日本におけるみつろといふようなものの関係から見まして、現在の養ほうの状態にかんがみて、さらには相当のこのハチの群をふやし、みつ、みつろの増産をしたい、また農業者のこの方面における振興をはかりたい、こういう御趣旨だろ

うと思つたのであります。そこでこのみつろと養ほうの群の数の関係から見まして、今後どれくらいまで日本としてはなおどんどん増加して行けるのでありましようか。畜産局がお見えになつておりますれば……、提案者の方で御見当でもつておられますれば、一応提案者からお願ひいたしましたので、あと農林省から報告していただければけっこうです。

○衆議院議員(平野三郎君) 本法案の目的は、ハチみつ及びみつろの増産をはかることとてございしますが、それと同じ立場と申しますか、同じ程度の重要性をもちまして、農作物等の花粉受精の効率化に資するといふ、ミツバチの媒介を通じて、日本の農業の

発展をはかつて行こう、こういうことが目的になつておるわけでございます。これは実はどの程度までというようなことにつきましては、政府の方から御説明を願うことが適當と思ひますが、ただ養ほうにつきましては、世界的に申し上げると、最もこれの盛んなのはデンマークとソビエトロシアでございます。ことにデンマークのごときは、各部落にまでこれの指導員が配置されておるといふような状態でございます。またソ連におきましては、非常に養ほうが振興せられており、また世界各國ともこの養ほうに對するところの法律というものがございするが、わが國におきましては今日まで全然ないわけでありまして、こういう点から申しまして、ぜひ一つわが國におきましてこの養ほうの振興をはかりたい、その程度でございます。が、ことにオランダは人口は面積に應じて……面積も少いわけでありするが、大体オランダ程度まで一つ行くようにしたらどうであらうかと、こういうことでもございするが、詳細につきましては農林省にこの専門家がおりますので、その方から御説明をさせていただきます。

○田中啓一君 これは私一人で独占してはいかぬと思つておりますが、どうぞほかの方もお願ひをしたいと思います、もう一つだけお尋ねいたしたいと思います。

これはこの養ほう業者の届出と相まちまして、転飼養ほうの規制というやうなことが一つの中心になつておるのでございます。しかもこの転飼養ほうの規制に關しましては、現在すでに府県条例をもつて、府県の数の半分くら

いのところはやつておる。それをまあ今度は統一的に、全国的にこの法律でやろう、こういうことでございします。これはまあその届出をするとかあるいはまた届け出た上で、必要な場合には調整を受けるとかというものは、一面から見るとまことにめんどうなこと、このみづ源がたくさんありまして、どんなやればやるほど多々ます。すなわちそのような状態でありすべし、なるべくこんなことはやらない方がいいであらう、こう思ふのであります。今日日本の状態においてはこういうやうなことをやる必要がある段階にまでなつておるのでございしますか。一つお伺ひしたい。

○衆議院議員(平野三郎君) これはただいま田中委員からお話もございしたようにすでに大体各県におきましては、このやうな処置な条例に基いてやつておるわけでございます。ただ提案者といひましては、そういう実情にかんがみ、またみづ源の限られております関係上、それ以上に養ほう業者が乱立して入つて来るということになりますと、お互いに其例になるわけでございますから、やはりこの程度の規制をするということは必要ではないか。現にすでにやつておることでもございしますし、これはこの際法制化しておくといいことが適當ではないか、こういうやうな趣旨で御提案申し上げておるわけでございます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○三浦辰雄君 今の届出制の問題ですが、お聞きしておりますと、何か規制をするやうな、つまりある程度抑制するやうな感じにも受け取れたのであ

ります。一方資料を見ますと、畜産局の生産課からは、ばく然たる数字じゃなくて、たとえば二十八年度には飼育戸数というものが二万三千六百二十戸ある。そしてその増数は十四万四千四百八、こゝろに二つたやうな、一見きわめて詳細にはつきりつかめるやうな数字があるのであります。私は初めこれを讀んだときには、こゝろに二つたやうな飼育の現状というものが一つにおいては把握されぬ。また群少の小さい飼育舎によつて、この大事な養ほうといふことの事業を盛んにするために、まずその現状を明らかにして、そしてその指導をしやういふやうな形に持つて行くために、この届出制のやうなものを持つておるのではないかと、どうも思つておつたのであります。どうも田中委員との間のやりとりを伺つておきますと、何と何と既成の飼育者に対する擁護のやうな感じも受けるのであります。その辺も一度……

○衆議院議員(平野三郎君) 三浦委員の御指摘の通りでございます。本案をいたしましてはやはりどの程度に養ほうが行われているかといふことを把握する必要もございまして、そういう点からもこの事項を考へておるわけでございます。ただやはりこの養ほう業者といふものはジブジブのやうに全国を転々として歩く、こゝろに二つたやうなものでございしますが、一方またそれぞれ地元々々に、やはり養ほう業者があるわけでございます。その地元、業者のある所へ、他からどんどん入つて来るといふことになりましては、そこに地元業者とこの転飼業者との間の摩擦といふやうなことも起り得る場合

もございするわけで、その点においてはやはり地元業者といふものを保護するといふことが建前ではなければならぬ、こゝろに二つたやうなことから、ある程度の規制も必要であり、また同時に届出並びに転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事が許可をするといふことになり得るならば、その実態を把握することもできるわけでございます。こゝろに二つたやうな点をあわせ考へまして、こゝろに二つたやうな点をあわせ考へまして、提案いたしておるやうなわけでございます。三浦委員の御指摘の通りに考へておるわけでございます。

○三浦辰雄君 これまたさつき田中委員との間に飼病の撲滅をめぐつて予算との関係のお話でありまして、二十九年度においては七百七十万円程度を使つて、これを削減した。三十年度、この法律が通れば施行されるわけですが、その施行の期、特に予算との関係はどういふやうになるのかといふ点をも一つ御説明願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(平野三郎君) これは本法案の第八条に、「政府は、養ほう業者に對し、予算の範囲内において、養ほう業の振興のため必要な補助金を交付することができる。」こゝろに二つたやうな規定があります。予算措置は全然行われておりません。ですから、この八条に基く予算といふものは今のところはまだないわけでございます。ただこの付則によりまして、こゝろに二つたやうな場合におきましては、家畜伝染病予防法の規定によつて予算の支出を必要とするこゝろになるわけでございます。本年は先ほども申し上げましたが、たよりに七百七十万円程度を要したわけでありまして、今後につきまして

は、病気の発生するやうなにかにかつておるわけでございます。現在のところ、われわれの予定といたしましては、もし万一発生した場合においては五百万円程度が必要じゃないか、こゝろに二つたやうなことでございまして、発生しない場合におきましては全然要らない、こゝろに二つたやうなわけでございします。

○三浦辰雄君 そうするとこの法律が通つたことによつて政府が本年度制約を受けるというものは、この飼病が発生をした場合においては付則によつて家畜伝染病予防法としての種類として飼病が正式に入る。従つて除外しなければならぬといふことが一点であるけれども、しかし過去の二十九年度においては事実上やうなものから染病予防法に充てていた経費の中から正式に法定のいわゆる家畜伝染病予防法の中に入つたとしても実質上の変化はないのだ、こゝろに二つたやうに解釈していいのかどうかといふ点が一点、まずお伺ひいたします。

○衆議院議員(平野三郎君) 提案者として了解しておるわけでございます。三浦辰雄君 予算との関連が、出てくるのでそこを明らかにしたいので、農林省の方からちよつと一言その点を。○委員長(江田三郎君) まだ農林省来ておりません。

○三浦辰雄君 そうするとこれを実施しなければならぬ責任を持つ農林省からのお答えは、あとから一つお聞きしたいのですが、次に第五條は衆議院において削除されてこられたのですが、新しい五條については、私のみならず疑問を持つてゐる人があるの

す。どういふふうな意味かということなんです。「みつ源植物を植栽、除去又は伐採しようとする者は、その目的に反しない限りにおいて、みつ源植物の増大を旨としてこれを行わなければならない。」これは当初修正してこない前の原案を拝見しますというところ、提案者の御説明のように、養ほう事業というものは日本としてまだだ発達して然るべき事業であることは、私どもわかるのでありますが、原案を讀みますと、いかにも養ほうというものが他の、たとえば果樹その他の従来の農業の上に置かれなければならないといふたふたふた感ぜざるを得ないという見方をするものがあつた。その点については一応旧第五條というものが、つまり農業使用の危険については、修正でなくなつたのであります。が、何かそのような傾向の一つとも見られるような第六條が、今度は修正された後の第五條になつてきていてところが問題なんです。これはどういふふうにして、どういふふうに解釈をすればいいのか。何か宣言規定のように思ふのではあります。こういう事項というものは法律として見た場合、きつめてはつきりしない点があるのであります。この点を一つ御説明願ひたいと思ふのであります。

源のある種類のものと、ないものと二種類あるのでございますが、そういう場合に、どつちを植えても別に差しつかえないというような場合において、なるべくみつ源のあるものを植えるようにする、こういう趣旨でございまして、実際に該当するといふような場合は、そういうような場合、極端に限られた場合しかないことになると思ひますが、そういう意味でみつ源といふものを、どつちでもいいといふような場合においては考へる。こういうこととて、まあいふばあつてもなくともいふやうな、ないよりは、幾らかでもあればましである。こういうやうな趣旨で提案してゐるわけでございます。

○東隆君 この第五條の今のお話で、私はほゞこの法律を提案された意味がわかるのですが、転飼養ほうについては、実は北海道は非常に岐阜県、愛知県等からたくさん養ほう業者が転飼をして来るわけでありまして、そうしてこれは御承知のようにミツバチは南方の方ではみつを貯蔵しないさうです。従つてみつを採取するのは北方の方が一番いいので、従つて岐阜県あるいは愛知県の養ほう業者が北海道の方に移動転飼をする、こういう形になつておるのだと思ひますが、その場合に第四條の三項でもつて「都道府県は、その区域内における転飼につき、条例で規制をすることが出来る。」これは私は北海道の道内でもつて養ほうしてゐる者と、それから道外から入つて転飼をしてゐる者との間にある程度の差別をつけなければならぬのじゃないかと思ひますが、その差別をつける場合に、何といふか、多少の道内における養ほうを指導したり何かする財源といふか、そういうやうなものを取ることでございようなことをこの条例でもつて何とかはつきりと明文で表わすことが出来ますか。

○衆議院議員(平野三郎君) まことにこの点はお説の通りであると思ひますが、それはやはり各都道府県の意思を尊重いたしまして、都道府県ごとにやつていただくということが望ましいと考へておるわけでございます。

○東隆君 私は養ほう業者その他がいろいろな団体をこしらえて、そうしておやりになつておるだらうと思ふ。各自が実は別々になつて、そうして無統制のもとにやつておるものでないと思ふので、従つてそういうやうな団体を対象にして、そうして先ほど申し上げたやうなことを考へ、しかもその場合にその団体を適さないものについて、これを相当禁止をするといふやうな、そういうやうな規定が出来ると思ふと、相当助長その他の方面においてこの法律をこしらえて養ほうを振興するといふ方面において非常に役に立つのじゃないか、こう考へますが、問題はそういう点なんです。

○衆議院議員(平野三郎君) ただいま東委員の御指摘の点につきましては、まことに同感なわけでありまして、現在におきましてはまだその養ほうの団体といふものはあまり強化された形になつておらぬやうでございます。こういう法案が出来ますれば漸次にそういう傾向に進むかと存するわけでございますが、そういうやうな点にかながみまして、将来は漸次御意見のやうなことになるかと思ひわけでございます。

○三浦辰雄君 先ほど政府委員のお客

えを待つていたこのお答えを願ひたいのです。

○委員(長江田三郎君) よつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) 速記を始め

○政府委員(原田伝君) お尋ねの病に關しまする予算の点でございますが、本年春の非常に危険な状態にかんがみまして、どの程度腐蝕病が出るか見当も立たないのでございまして、一応約三千群くらいの発病を見るものといふやうに想定いたしました。家畜伝染病予防費の中に七百六十七万七千円といふものを計上いたして参つた次第でございます。しかしその実施の状態を見ました群数が約六千九百九千くらい発生いたしましたため、所要額といたしましては概算でございますが、一千五百万くらいは支出されておる、こういう状況でございます。

○三浦辰雄君 先ほど質問をいたしましたのに対して、第五條の宣言規定の点はわかつたのでございまして、たとえばトチみつと言へばもうみつのうちとしてはまず上等の部なものであります。が、御承知の通り街路樹などと違つて、山林の経営から言へばトチも近ごろは太分使用が広がりましたが、大きく言へばそう立派な木ではない。むしろもつと優良な樹種に改良すべきが山林の経営面から言へば望ましい。ところがトチみつと言へばいわゆる銘樹であります。立派なみつなんです。この第五條の宣言規定と、このトチみつと、そのトチのある山の樹種改良といふ問題については、おそらく提案者の方

ではそこまでは考へていないのだ、先ほど例示したやうに、街路樹のやうに、いわばその目的を達する限りにおいての問題だといふお答えのやうだと思ひますが、この点一体どういふやうにお考えになられるか、この一点と、それから第八條のころの、本年は予算が組んでないから本年度としては問題は無いのだが、つまり実施以降あるいは今後の予算を編成する機会の際に、「養ほう業の振興のため必要の補助金を交付することが出来る。」といふのは、何か御期待があらうと思ふのであるが、その御期待をされております項目といふことが、必要な補助と提案者としてお考えになつていられるところの概要ですね、この点と、以上の二つを伺ひたい。それだけでですか。

○衆議院議員(平野三郎君) 五條でございますが、ただいまお話のトチみつという専門家はございせんので承知いたしておりませんが、そういう場合におきましては、トチの木を植へるといふやうな特別な目的があれば、それは何も制限するわけではないのであります。どちらでもいいのだといふやうな場合においては、なるべくみつ源のあるトチの木を植へるといふことが望ましいといふやうな程度でございまして、別にこの規定によつて森林経営に影響を与えるといふやうなことは何らないと思ひわけでございます。

なお、第八條の予算の点でございしますが、これはただいまのところ提案者として特に期待してゐるといふことは全然ございせん。ただ将来やはり

何らかの養育振興のために必要が生じてくるような場合においては補助金を出せることがあり得るということでありまして、そういう将来のためにこういう規定を入れたわけで、ただいまのところとしては、特にこういうものに、補助金を出すということがいいとかいふようなことはないわけであります。

○委員長(江田三郎君) ちょっとこの際政府に伺いますが、この法案について、政府はどういう御見解を持っておられますか。これだけちよつとお伺いしたい。

○政府委員(原田伝吉) この法案に關しまする政府側の意見でございまして、この養育振興の問題につきましては、これについて法的措置を講ずる必要があるという考えをもちまして、四月の二十一日に家畜伝染病予防法に基きまする政令を制定公布実施いたしました。これによつてこの病気の防遏に努めて参つておる次第でございまして、かような養育振興の問題につきまして法的措置は必要であるというふうな考へておる次第でございまして。

また補助金を交付する問題につきましては、実は政府内部におきましてまだ意見の一致を見ておらない状態でございます。まして、財務当局側におきましては、本年度の予算も成立した後でありまして、財源の見通しが立たないから、かような規定を設けることにつきましては了承し得ないという意見を申しておられます。農林省といたしましては、この規定を設けますことにつきましましていろいろ研究を要する点もございまして、慎重検討すべきである、こういうふうな状態で、まだ意見の

一致を見ておらない、かような状態にある次第でございまして。

○委員長(江田三郎君) ほかに御発言もないようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○東隆君 私はこの養育振興法案に賛成をいたします。賛成の理由は申し上げませんが、私はこの法案で不足しておるものがあると思ひます。それは何かと申しますと、この養育振興業者もやはりある程度組織をしなければ、ほんとうに養育振興をするためには非常に今後においてもなかなか目的を達しないと思ひます。従つて養育振興業者はその地域内においての一つの組織を持つことが必要である、また組織を目的にしている養育振興業者も組織を作る必要がある。そしてその組織を中心にして届出をするとか、その他の義務を組合に負わせるとかいうような形で組織を通して指導をする、こういうふうな形をとらなければ、このほんとうの養育振興の法律を制定したとこの意味が發揮されないと思ひます。従つて私はこの法案に一応賛成をいたしますが、組織方法その他について今後十分に提案者の方で考へになるように、このことを希望を付けて賛成をいたします。

○委員長(江田三郎君) ほかに御意見もないようでございますから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

養育振興法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

○委員長(江田三郎君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手續につきましては慣例により委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。次に本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

秋山俊一郎 白波瀬米吉
三浦 辰雄 池田宇右衛門
大矢半次郎 重政 唐徳
長谷山行敏 飯島連次郎
清沢 俊英 東 隆
棚橋 小虎 菊田 七平
鈴木 敬平

○委員長(江田三郎君) 次に農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題にいたします。

本法律案につきましては、まず昨日の委員会において問題となり本日まで持ち越された点について、提案者及び農林当局から説明を願うことにいたします。

たします。

なお昨日御了承を得ておきましたように右の説明の後、討論採決に入りましたと存じますから御了承願います。

○衆議院議員(小枝一雄君) 昨日の当委員会におきまして、本案末尾にありましてこの「本案施行に要する経費」の点につきまして、この数字に間違いがあるのではないかと御指摘がございまして、速記録その他につきまして調査いたしましたところ、誤りのあることを発見いたしましたのでこの際訂正したいと思ひます。「本案施行に要する経費」といたしましては「本年度約一億円の見込である」とありますのを、本年度において約六千万円というのが正しいのでありまして、なお「平年度約二億五千万円」とありますのは、約三億一千万円を要するものでありまして、以上訂正いたしますので、さよう御了承願います。

○説明員(大塚常治君) 昨日の本案によります政令の私どもの原案でありまして約二十万円ということ、負担法における税率の二倍というものの限度がいずれが甘いのか辛いのかというふうなものについて一応比較をして見ると、これはさうなことでございまして、これは昨日も申しました通り、性格が違ひますのでなかなか比較というものは困難でございますが、参考資料の中にあります計算例に基きまして数字的に御説明申し上げますと、これは千二百五十万円の災害復旧が関係農家四十戸の部落に発生した場合にどうなるかといふことでございまして、結論は農地の補助率は百八十八万八千円でして全体を通じて七二二になる。施設の方は八百七十二万円の補助金になりまして八七

〇とあります。これと同額の建設費災害が、たとえ広島県の水内村という村に発生いたしましたら仮定いたしますと、この計算例を申し上げますと、この村の標準収入は百二十六万六千円でございます。これを基準といたしまして現行の負担法で計算いたしますと、その補助金は千八百八十一万四千円となります。従つてその補助率は九〇〇となるわけでございまして。後段に述べました建設費の計算例は一応私の方だけの責任においてやりましたので、建設省からも誤謬があるというふうなことがございまして、後日訂正していただくようになるかもしませんが、私どもがこの法律通りの解釈でやると、このような計算例になります。

以上をもちましては不足は不足な御説明でございますが御了承願いたい、かように考えております。

○委員長(江田三郎君) ただいまの提案者及び農林当局の説明に御質疑があればお願いいたします。

○重政唐徳君 これは今の提案ではないのだが、全体に対して農林省の見解を一つ質問したいと思ひます。

○委員長(江田三郎君) ちよつと速記をやめて。

午後二時十九分速記中止

午後二時五十一分速記開始

○委員長(江田三郎君) じゃ速記をつけて。

○重政唐徳君 政務次官にはつきりした答弁をお願いいたします。政府が本法による、第三条第三項第二号の改正規定による政令を定めねばならぬのであります。その基準を関係被害農家

一戸当り災害復旧事業費十五万円をこえる部分としてもらねば、このたびの改正が意義をなさんと私は思うのでありますが、それに対して政令を制定、改正したされる場合に、そういうようにしていただけますか。はつきり御答弁を願います。

○政府委員(吉川久衛君) 御期待に沿うように努力いたします。

○委員(江田三郎君) なお本法案全体についての政府の御見解を承わりたいと思います。

○政府委員(吉川久衛君) 施設に關しましては政府部内において、はつきり申し上げますと、二二万日までは、六蔵省に反対の意向がございすけれども、私の責任において善処するということと衆議院も申し上げて参りました。それと同様な考え方でございます。ことを御了解願いたいと思ひます。

○委員(江田三郎君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(江田三郎君) 速記をつけ

○政府委員(吉川久衛君) 二十万円については、政府においては異存はございせん。共同施設については政府部内に一部反対はございすけれども、善処する考え方でございます。

○委員(江田三郎君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(江田三郎君) 速記を始め

○政府委員(吉川久衛君) 私のお答え申し上げますが、誤解をいたさくような節がございましたので、その点をもう一

応申し上げます。

当初二十万円については、これは全然問題はないのでございす。十五万円ということにつきましては、先ほど私の当初にお答え申し上げました通りでございます。

○委員(江田三郎君) なお政務次官にこの法案の全体についての政府の見解をお聞きしたのですが、それはどうなんですか。その十五万円とか、二十万円ということだけでなしに、法案全体についての政府のお考えはどうかというところ……。

○政府委員(吉川久衛君) 共同利用施設の点について一部に意見の一致を見ないのでございすけれども、おおむね了承いたしております。

○三浦辰雄君 何だかどうのどに突っかかったような感じがなんであります。私どもはこの法律を通したものの側から見て、通したとなれば、やっぱりこの法律というものが忠実に施行されるというのを当然期待しなければならぬ。その関係でお聞きするんであります。この共同利用施設というものの点については、財政当局は何か一部、のみかねるようなことを言っているような印象を与えるのであります。その点の経過を一つ簡単によろしくございすから……。

○政府委員(吉川久衛君) 実はここで政府の御意見を申し上げるということになりますと、閣議で決定したことを申し上げなければならぬのでございす。それで私の申し上げ方が明瞭を欠いていたのは、閣議においてその点について一致を見なかつたのでございす。そこでこの共同利用施設についても、責任を持って善処すると、こ

ういうように申し上げておりますので、御了解をお願いしたいと思います。

○委員(江田三郎君) 他に発言もないうです。それから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(江田三郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○重政廣徳君 先般政務次官に御質問申し上げました災害復旧事業費一戸当り復旧費が十五万円をこえる部分という点を政令で、政令の改訂に當つてそういうことにすることを私は希望であると思ふのであります。この点と、なお公立土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案が先般政府から提案になつておるのであります。

それには第八條の二に、「政府は、第三條の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、これを施行する地方公共団体又は地方公共団体の機関が当該年度及びこれに続く二箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の負担金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。」という一項が一つ加つておるのでございす。これは二

十八年の災害に皆備御承知の通り、初年度に三、次年度に五、三年度に二、三・五・二の割合において完了すべきであるというものを當時の政府もこれを承認して参つておるのであります。が、しかしながら、これが適切に行われておらない状況にあるのであります。かような意味において負担法との

關係において農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案を可決する際に、一つそういう意味をつけ加えたいと思ふのであります。そういう意味において一つ朗讀いたしてみたいと思ひます。

一、政府が本法による第三條第三項第二号の改正規定による政令を定めるに當つては、その基準を關係被害農家一戸当り災害復旧事業費十五万円をこえる部分とすべきである。

一、政府は災害復旧を極力促進し、三・五・二の比率による復旧は必ず之を実現するよう措置すべきである。

この二項目を付帶いたして賛成いたすものであります。

○三浦辰雄君 私はこの農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案、これについて賛成の意を表し、あわせて重政委員からの付帶決議について賛同の意を表するものであります。が、私はこの機会に、一つ特に政府側として考へてもらねばならぬもの、それは、とかく議員立法というものが、政府はいささか輕視する感がある。しかもこの問題については、一つはこれと相並び称せられまして、この公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案は、政府みずからが出して、そうしてその負担法について災害の非常な重なる問題等により被害者がある程度救済しようという態度をとつてゐる。一方においては同じ被害をさらしにそれよりも多く受けてゐるといふのもいいというよう

な農業については、政府側としてはとんとしてこれを顧みないで、議員さんの立法によつて始めてこの一部の改正が見られて、やや今日の平常における負担を幾分改善することができようとする案なんです。しかも審議の過程に見ますと、一、財政当局は、一部については必ずしも毅然としないという中に法律の一部改正が出た。今この委員会がどうなりますか。私はこの法律が成立した後は、これは當然この趣旨によつて、その提案が議員によつて出されたとか出されないとかを問はず法律を守り、忠実に執行すべき立場からいって、ぜひこの趣旨に沿つた、また、付帶決議に沿つた行政の執行をお願いしなければならぬ。私はそういう希望を強くつけ加へまして賛成の意を表します。

○委員(江田三郎君) 討論は終結したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(江田三郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(江田三郎君) 全会一致でございす。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に討論中に述べられました重政君提出の付帶決議案を議題といたします。重政君提出の付帶決議案を本委員

会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(江田三郎君) 全会一致と認めます。よって重政君提出の付帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

次に本案を可とされた方は順次御署名願います。

多数意見者署名

秋山俊一郎 白波瀬永吉

三浦 辰雄 千田 正

青山 正一 池田宇右衛門

大矢半次郎 重政 庸徳

田中 啓一 長谷山行毅

飯島連次郎 清沢 俊美

東 隆 棚橋 小虎

菊田 七平 鈴木 雄平

○委員長(江田三郎君) この際、だいま全会一致で決定しました決議案について、政府より発言を求められておりますので……

○政府委員(吉川久衛君) 本件に對しましての御決議の趣旨、まことにこのもつともでございますので、政府においてはこの御決議の趣旨を体しまして善処する所存でございます。

○委員長(江田三郎君) それでは次に天災による被害農林漁業者等に対する

資金の融通に関する暫定措置法案を議題といたします。

本法草案につきましては去る七月十二日提案理由の説明を聞いたのでありますが、その後衆議院において相当大に修正されて当委員会に本付託となつております。なお、衆議院の農林水産委員会においては、お配りしておきましたような付帯決議が行われております。なお、本法草案につきましては、質疑の都合によつては昨日の話し合いによつて本日の委員会において討論採決を行うことといたしたいと存じますから、あらかじめ御了承願います。なお、この法律案の審議に當りまして、先般米問題としておりましたところの北海道、東北等の水害に関連いたしました御質疑があればこの際一緒にお願いしたいと思ひます。これから質疑に入ることにいたします。

○東隆君 この機会に北海道の水害関係のことをお聞きしたいと思ひます。

最初天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案についてお聞きをいたします。

これは資金の融通その他について国会が開催をされておられないときにも臨時の措置をとるためにこの法案が提案をされたのであります。従つて政府に移管をされた部分があるわけであり

ます。特に問題になりますのは国庫補助金の関係、補助率ですか、そういうような関係のものはつきりいたしてお

ておりますので、従つてこの際政府において今回の北海道の水害に係りして

どういふふうにお考えになつてゐるか、それをお聞きいたします。

○政府委員(吉川久衛君) 本法案の第

二条によりまして「政府で指定するものに限る。」とございますが、北海道の場合もまたこれによつて指定すること

にいたしました。

○東隆君 すでに北海道の災害その他については調査を進められておりますし、早急に当然考へられなければならぬと思ひますが、利率あるいは国庫の補助に對する利子の補給、あるいは損失補償に對するところの国と地方の割合、そういうような問題があると思ひ

ますが、その決定したものについてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(吉川久衛君) ただいま財務省と折衝中でございますので、後刻申し上げたいと思ひます。

○東隆君 これに関連して、以外の問題をお聞きしてもよろしいですか。

北海道の水害に関連して……

○委員長(江田三郎君) どうぞ、この法案の審議のときに、北海道、東北等の水害につきましては最初に申し上げましたように、御一緒に御質問願ひたいと思ひます。

○東隆君 農林省の方からおいででありますから、政府の持ち食糧の払い下げについての問題であります。これはあるいは衆議院の方にも提案されてお

るんじゃないかと思ひますが、どういふふうになつておりますか、お尋ねをいたします。

○政府委員(吉川久衛君) ただいまの問題は衆議院の方へ議員提案で委員会に付託になつております。

○東隆君 政府の持ち食糧の払い下げの問題が当然二十九年年度の米穀年度内における問題でありますので、相当差

額は当然大きく出ておりますので、一つ早急に衆議院の方で通過をしてこちらの方に回るように政府の方でも促進をお願いしたいと思ひますが、変な申し分

でありませうけれども、促進をお願いしたいと思ひます。その際問題は政府の手持ち米の払い下げと、それから代金延納の措置の二つなものであります。この関係を一つすみやかに決定されるように希望を申し上げます。

その次に申し上げます。次に申し上げたいのは、農地及び農業用の施設の復旧に對する関係であります。これは基礎法は、農林水産業施設災害復旧事業関係の問題についてたゞいま通過を見た関係のものであります。先ほど付帯決議でもつて十五万円、こ

ういふような問題で御承知のように実は北海道は非常に一村の行政区域の面積が大きいのであります。従つて戸数は割合に少いのであります。従つて戸数を割合に少いのであります。被害の形を考へて参りますと、一戸当りの災害のワケが十五万円以下になつてゐることが多いと思ひます。そういうような関係で、かえつてその項目に該当するようないふものが少く、実際には一般の補助、普通の補助という形が現れてくると思ひますが、北海道は御承知のように非常にまだ資本の蓄積も少うございまして、こういうような覚について政府の方で相当お考えを願ひな

ければならぬ節があると思ひます。が、そういう点についてお考えがあるところをお聞かせ願ひたい。

○政府委員(吉川久衛君) 被害農家当りでございますから、東委員の御心配になるような点は少なからうかと思ひますけれども、十分研究をして善処し

たいと思ひます。

○東隆君 もう一つはたとへばこれは法律として出してございませうけれども、御承知のように水害関係の跡地に

おけるところの問題が被害の発生その他当然起る参るわけでございます。こういうような方面について本年

度の被害虫防除関係の予算が非常に少い、従つて地元の方ではこれは東北も同様であります。非常に困難をいたして

おります。ことに被害虫防除その他に對するところの……、水害でもつて意気が阻喪をしておつたのであります。従つてこれに對して行政的な措置でもつてすみやかに指示をする必要

があるのじやないか、こういうふう

に考へておりますが、被害虫防除の薬品その他に對するところの補助、そういうようなことが当然必要だろ

うと思ひますが、そういう点おきまりでござい

ましたらお知らせ願ひたい。

○政府委員(吉川久衛君) ただいま財務省と折衝中でございます。

○長谷山行毅君 今の東委員の質問に関連してですが、今の農家の購入費の補助の問題ですが、これは大蔵省ではなかなかむずかしいあれをやつてお

るようですが、農林省として大蔵省の方にだんふ交渉しておるようないふに

聞いておりますが、将来どうなるか、大へん今農家があれしておるの

で、その見通しがわかりましたら今で

きる範囲の御答弁を願ひたい。

○政府委員(吉川久衛君) せんだつて事務当局の方から私にも相談がござ

いましたので、これは当然出さなければならぬものであるというところで折衝

をいたしておるようないふ次第でござ

○長谷山行毅君 それじゃ、でき得る
というふうにして承じていいのですか、
可能性があるということですか。

○政府委員(吉川久衛君) やらなければ
ならないと考へておりますから、そ
ういうつもりでやっております。

○長谷山行毅君 それから次に水害地
におけるつなぎ融資を非常に切望して
おるのですが、これに対する措置はど
んな工合になつておるか、現在の状況
をお聞きしたいと思います。

○政府委員(吉川久衛君) 事務当局か
ら……。

○説明員(大塚常治君) 預金部資金を
財源といたしますつなぎ融資につきま
しては目下のところ秋田と岩手が資料
を出して参りまして、一応私の方と大
蔵省との審査の結果数字がまとまりま
した、理財局の方へ回しまして目下そ
ちらで検討中でございます。大蔵省で
検討中でございます。

それからもう一つは中金及び農林漁
業金融公庫の資金でございますが、そ
れが中金の自己資金が一億六千万円、
公庫の資金が負担分として二千五百三
十万円、非補助分として一億、それが
目下ワケとして決定した、こういうよ
うなことでございます。

○長谷山行毅君 つなぎ融資は、その
趣旨からしても早くしなければ用をな
さないわけですね。昨年度あたりまでは
非常に早くつなぎの融資をやつたよう
であります。何か今年は書面審査で
すか、非常に長くなつて、いつにな
つたらつなぎが出るのかというのを
非常にあれしてゐる。これは本来つな
ぎですから、時期が早いということが
第一の要件だと思ひます。あとでいろ
いろの資料を集めて補助助成の際は金

額がはつきりするものでありますから、
その前につなぎの必要性を十分考慮し
て、もっと早く決定していただきた
と考へます。一体いつごろになれば、
それが決定するの。いま八月で、例
年の東北地方の災害、水害のある時期
になつておりました、何ら措置ができ
ていないで、先般決壊した堤防が一雨
降ればすぐそれ以上にこわれるとい
う現在の状況からしまして、早くこれを
決定するようにぜひ促進していただき
たいと思ひますが、それに対していつ
ごろできるのか。どういう方法できめ
るのか。たとへば、この前の鳥取の大
火の際ですか、ああいう場合につなぎ
を出すという場合は、火災があつたあ
る日に閣議でつなぎのワケをちやんと
決定して出しています。そうしてこ
そ初めてつなぎになると思ひます。ど
うも、何か昨年の水害もつなぎ融資で
うした果があるとかないとかという点
からして、今盛んにそういうこまかい
調査をして、いつになつたら出るか
からないという状態では困る。先般の
四月、五月の凍霜害と水害の際に、本
委員会、あの東北地方の災害がす
でに発生しておつたために、つなぎは
ぐ措置するようにという付帯決議まで
出してゐる。そういう趣旨からして
も、当然今ごろは決定して早く出して
やらなければならぬ時期に到来して
いると思ひますが、それに対してあま
りに長過ぎると思ひますので、その点
どう考へるか。

○政府委員(吉川久衛君) まことに
もつともなことでございまして、農林
中金のつなぎ資金はすでに現地に着
ております。公庫の方も決定を見てお
ります。手元にそろそろ届くころか

と思ひますが、残念なことに、大蔵省
の方で決定をする預金部の方の金はま
だきまらないような状態にございま
す。私の方からも督促をしまして、で
きるだけ早くきめるようにいたしたい
と思ひます。

○東藤君 今回のつなぎ資金の關係の問
題ですが、つなぎ資金を借りるために
は公庫の方が先に決定をしなければな
らぬ。北海道の例、たとえば農地及び
農業用施設の復旧關係を考へてみま
しても、約四億四千万ほどある。その
約八割と見ますと三億五千万円ほどの
金がなければならぬ。こういうことにな
ると思ひます。ところが、公庫のワケ
がたしか災害關係のものは二億くら
いしかない。従つて、これはなかなか容
易に決定されなかつたと思ひます。従
つて、公庫の手持ち、そういうような
のは、繰り上げ償還をされた財源だ
の、何だのというふうなものがある
と思ひますが、これは何らかの措置を政
府の方でやらなければならぬ。出ない
のじゃないかというふうに考へてお
ります。その点をどういうふうにおや
りになるのですか。

○政府委員(吉川久衛君) ワケがきま
らなくとも、繰り上げ償還金がござ
いますので、その方で適宜やれるよう
になつておりますから、その点を特に注
意をいたしてすみやかにやるように手
配をいたします。

○千田正君 三點ばかり聞きたいので
すが、この法律の施行期日は三十年の
六月一日からとなつておりますが、と
ころが、この前は四月、五月の同
じような臨時措置法が通過したのであ
ります。具体的に言いますと、岩手
のごときはちょうど四月に凍霜害があ

りまして、被害を受けたけれども、こ
の前の法律の施行期に入らなかつた。と
ころが六月一日からということになる
と、そういうふうな報告のおくれた分
はこれで救つてやるのですか、前の法
律でやるのですか。その点が一点と、
もう一つ、今度の東北の水害地をわ
れ委員会が調査したのであります。
その中で青森県でリンゴの被害が非
常に大きい。この法律の対象を見ら
うと、虫害は対象になつておらない。こ
うした虫害による農家の被害に對して
は別途何か方法を講ずるという意圖を
持つておられてこういう法律に盛り
込んでおられない、こういうふうな考へ
の、何か適當な方法を考へてお
れるかどうか。もう一点は、秋田県下
の御承知の入郎瀧、これは年々水が出
るごとにあそこが冠水しまして、せ
つかく園地である程度まで進んでお
つて、洪水のたびにやられてしま
う。これは今度のいよいよ愛知用水に關連
しまして、北海道の泥炭地帯と東北の
入郎瀧の園地開墾のいき方を促進する
意味において、今度の水害等はどうか
ふうな關係のものにこの問題を解決
していくか、この点農林当局としての
後の方針を伺つておきたい。今度の水
害の復旧は、干拓と相俟つて資金の裏
づけをして、一日も早く格好をつけ
たいという、せつ々かの事業計画も年
々延びてしまつたというおそれがあり
ますので、今度の東北地方の水害を調
査するに當つて、特に特異性といつた
しては、今申し上げました秋田県の入
郎瀧は今後どういうふうなやつていく
かという点と、青森県のリンゴの被害
虫害が非常に大きい、これに對しては
今度の法律の対象にはなつておらない

が、何でもかような問題については処
していくか。農林省の方では……。それ
から六月一日からの施行に際しまし
て、それ以前にこつたところの被
害に對しては、前の法律で漏れてお
つたのはどういうふうなやつていくか、
この三つだけをお伺ひしておきたい。

○委員長(江田三郎君) なお千田委員
に申し上げますが、ただいま送付にな
つております法案につきましては、提
案者の方で正誤がございまして、そ
うが、提案者がまだお見えになつてお
りませんので、見えられればただいま問
題とされたような点も正誤されるので
はないかと思ひます。いづれ見ること
になつております。

○千田正君 それでは、今の委員長の
おっしゃつたことはわかりますが、た
だいま私が三點をあげたうち、これは
議員提出であります。政府の方針
はどういうふうな考へられるか、そ
ういふ点だけをばつきりこの際伺つ
ておきたいと思ひます。

○政府委員(吉川久衛君) ただいまの
御質疑の第三番目の入郎瀧の問題につ
きましては、来年から実施する考へ方
でただいまオランダの方へ調査員を派
遣してゐるような次第でございませ
う。その他は事務当局、課長の方から
お答え申し上げます。

○千田正君 そうしますと、来年から
実施する考へ方オランダの方へ設計
その他についての調査員を出して
おる。今度の水害に對しては、とりあ
えずの場合はこの災害復旧のつなぎ融資
その他において現在完成した分に対
するところの措置はやつていかれる、こ
ういふ御方針でございませうか。

○政府委員(吉川久衛君) 入郎瀧のた

だいまの問題につきましては、復旧費でやる考えでございます。それから来年から実施したいというのは、ただいまオランダへ研究員を派遣しておりますので、これは根本的にやりやすから非常によくならないという考え方でござい

す本年四月、五月の凍霜害、水害等の融雪立法で、融雪の資金の融通を受けなかつたものについてはこの法律によるという付則が正誤表でついておりませんが、岩手県の問題は、この法案が成立をいたしますれば、この法律によつて処置できることになりす。

おいては、伸び始めた桑に対しては、従は芽を中途から折られてしまつた、従つて、桑といふものは、横芽はふくといふことも相当肥料を施さなければならぬ。その他野菜はほとんどこれによつて全滅をした。あるいは麻などは、第一回において被害をこうむり、さらに第二回の伸びたのにまた降ひよ

るか。その点をまずこれを審議する大さとして私はお聞きしたい。(一)だれか聞いてくれるのか。と呼ぶ者あり。なおこの機会に、私は、何らかの法律もさうでありましたが、ことにこの法律、せつかく吉川農林政務次官が政府を代表してお見えでありましたら、政府として御答弁をいたしたい

よりまして、できるだけ確保をしたいと考えております。それから本件につきましては、大蔵省と原案については了解済みでございますので、大体平年災害といつたしまして、政府の負担が一億六千万程度を見ております。しかし百億くらいになるのではないかと予想されますので、そのなりまですと政府の負担が五億くらいになるのではないかと、こんなふうに見ております。

○千田正君 それはまことに國の方針としてけつこうであります。それが、一応完成するまでの間は、この間ぐらゐの雨ではしつちゅうこれはこれは襲われると思つたのです。その完成する間は、水害が起るたびに……もしもあそこが完成せず水害をこうむつたような場合は、常に臨時措置としての災害復旧という立場でやつていくと、こ

それは、青森のリンゴの問題も、同様五月の低温といふこととこの法律による措置ができることを考えております。○池田幸右衛門君 ただいま六月一日以降とありましたが、聞きたいことは、先に法律は通過したし、法律の通過する前に被害甚大な地方に

○政府委員(吉川久衛君) 本法案が成立いたしますれば、この法律でいく、これが適用されることになりす。○三浦辰雄君 この趣旨の問題につきましては、先、四月、五月の災害に

○政府委員(吉川久衛君) とかく御指摘のように、議員立法についての予算的な措置が十分でないことは私も痛感をして参つたものでございます。こういう問題については、各位の御協力に

○衆議院議員(井手以誠君) ただいま議院となつております。暫定措置法案の提案者の一人でございますが、まことに恐縮でございますが、印刷物に誤りがありまして、この際正していただくかと思つた次第であります。

○政府委員(吉川久衛君) 基本計画の場合に災害の場合を考えておりませんので、おしやるような措置をとると思ひます。

○委員(江田三郎君) それでは前の質問の答弁を金融課長から。○説明員(和田正明君) 先ほどお尋ねの第一点及び第二点でございますが、先ほど委員長から御説明がございましたように、この法案の付則で、この法律は「昭和三十年六月一日以降発生した天災に適用する」といふのが

○政府委員(吉川久衛君) とかく御指摘のように、議員立法についての予算的な措置が十分でないことは私も痛感をして参つたものでございます。こういう問題については、各位の御協力に

○政府委員(吉川久衛君) とかく御指摘のように、議員立法についての予算的な措置が十分でないことは私も痛感をして参つたものでございます。こういう問題については、各位の御協力に

○三浦辰雄君 さつき吉川次官からお答えをいただきましたが、この従来の

○委員(江田三郎君) それでは前の質問の答弁を金融課長から。○説明員(和田正明君) 先ほどお尋ねの第一点及び第二点でございますが、先ほど委員長から御説明がございましたように、この法案の付則で、この法律は「昭和三十年六月一日以降発生した天災に適用する」といふのが

○政府委員(吉川久衛君) とかく御指摘のように、議員立法についての予算的な措置が十分でないことは私も痛感をして参つたものでございます。こういう問題については、各位の御協力に

○政府委員(吉川久衛君) とかく御指摘のように、議員立法についての予算的な措置が十分でないことは私も痛感をして参つたものでございます。こういう問題については、各位の御協力に

○政府委員(吉川久衛君) とかく御指摘のように、議員立法についての予算的な措置が十分でないことは私も痛感をして参つたものでございます。こういう問題については、各位の御協力に

○三浦辰雄君 さつき吉川次官からお答えをいただきましたが、この従来の

○委員(江田三郎君) それでは前の質問の答弁を金融課長から。○説明員(和田正明君) 先ほどお尋ねの第一点及び第二点でございますが、先ほど委員長から御説明がございましたように、この法案の付則で、この法律は「昭和三十年六月一日以降発生した天災に適用する」といふのが

○政府委員(吉川久衛君) とかく御指摘のように、議員立法についての予算的な措置が十分でないことは私も痛感をして参つたものでございます。こういう問題については、各位の御協力に

○政府委員(吉川久衛君) とかく御指摘のように、議員立法についての予算的な措置が十分でないことは私も痛感をして参つたものでございます。こういう問題については、各位の御協力に

○政府委員(吉川久衛君) とかく御指摘のように、議員立法についての予算的な措置が十分でないことは私も痛感をして参つたものでございます。こういう問題については、各位の御協力に

○三浦辰雄君 さつき吉川次官からお答えをいただきましたが、この従来の

○委員(江田三郎君) それでは前の質問の答弁を金融課長から。○説明員(和田正明君) 先ほどお尋ねの第一点及び第二点でございますが、先ほど委員長から御説明がございましたように、この法案の付則で、この法律は「昭和三十年六月一日以降発生した天災に適用する」といふのが

○政府委員(吉川久衛君) とかく御指摘のように、議員立法についての予算的な措置が十分でないことは私も痛感をして参つたものでございます。こういう問題については、各位の御協力に

○政府委員(吉川久衛君) とかく御指摘のように、議員立法についての予算的な措置が十分でないことは私も痛感をして参つたものでございます。こういう問題については、各位の御協力に

○政府委員(吉川久衛君) とかく御指摘のように、議員立法についての予算的な措置が十分でないことは私も痛感をして参つたものでございます。こういう問題については、各位の御協力に

○三浦辰雄君 さつき吉川次官からお答えをいただきましたが、この従来の

四月、五月、ただいま正誤の際にも引用されましたが、四月、五月といった式の、従来の対象範囲で融資をしてい、あるいは国が補助していたのは、例年、大抵平年の災害においては一体どのくらいか、それから今度の修正等によりまして対象範囲が広がりました、この点、この点が、つまりワタが拡大されなければならないというふうな、一応計算があるのであります、この点を一つ。

○説明員(和田正明君) 先ほど政務次官から平年度五億くらいというふうに御答弁を申し上げましたのは、二十八年、二十九年の二カ年にわたりまして、そのつど特別立法いたして参りました場合の数字を、いろいろございしますが、年間を通じて約百億前後というふうに考えまして、そういう災害が今後毎年引き続くとして、ピーク時において約五億くらいの政府予算が要るだろう。こういう趣旨で御答弁をいただいたのであります。なお、今までの立法によりまして、本年度政府が負担をしております予算額は約十七億でございます。

○三浦辰雄君 じゃあ今御答弁をいただいた五億くらいという御説明の方は、二十八年、二十九年というあの割合に災害の多かった年から推定して、ピーク時五億、こういうあれが出る。あるいはまた私も変だと必ずしも思わないのだけれども、それはわかりましたが、今度の修正によつて融資対象というものが拡大された。でありますから、たとえば今の例に積み重ねてもらつてけつこうであります、二十八年、二十九年というの言います

れば、五億という過去の対象範囲であれば、五億という意味であるならば、今度は広がった場合には一体その五億というのは幾らくらいになるかということ……

○説明員(和田正明君) それは過去の二十八年、二十九年の法律の場合には、場合によつてはこの法案よりはむしろ融資対象範囲が広い場合があつたのでございします。それは、たとえば先ほどこの委員会御決議になりました、農林水産施設の暫定措置に關する法律でございしますか、あれで、たとえば今度は共同施設について補助金を出すというふうな法律が先ほど御決議になりましたが、従前あのような農業倉庫とかそういうものについてはそういう種類の法律で融資の対象としたとして参りました場合もございします。この法律による融資の対象が必ずしも以前のそのつどの立法よりも広がつたという面もございしますけれども、逆に申し上げれば補助金等の問題とのからみ合ひで狭まつた点もございします。必ずしもこれによつてふくらんだからになるかという正確な計算は不可能でございますが、融資額はすべてを含めて年間百億程度あれば先ほど申し上げましたようなことで……

○千田正君 提案者である衆議院の方にお尋ねするのですが、この第一条の中にですね、虫害たとえばイナゴであるとか、あるいは場合によつてはネズミ、いわゆる鼠害その他のマツクイムシであるとかというふうなものが、往々にして非常な広範囲に起つて災害をこうむることがあるのですが、これには出ておらない。先般東北地方の青森県におけるこ

ろのリンゴの被害に対して、ただいま農林当局に質問いたしましたところ、青森県の側の報告によると、う、あのリンゴの被害は虫害といつてもそれは低温によるもの、後天的な発生による虫害であるから、この法律のいわゆる低温等におけるところの、いわゆる天災として救つてやると、これはまことにけつこうなことであり、ナゴであるとか、あるいはイナゴであるとかというふうな大群をもつて押し寄せてくるようなものに対しては、全然これによつては救われぬ。何かほかの方法をお考えになつておるのかどうか。この一点と、それから先ほど当局にたてましたところ、ただいま提案者の方から御説明がありましたこの公布の日から、いわゆる六月一日というのは誤まりであつて、四月一日以降で発生したものに對してこの法律を適用する。ただし、四月、五月の分は前に臨時立法をもつて設定してあるから、これを救うのだが、これで漏れたものに対しては、この法律によつて救う。こういう御趣旨のように承つております。それはけつこうですが、ただいまの虫害等というふうな問題に對しては、これも私は一応天災と私は考へるのです、そういう観点に立つて私はお尋ねしてゐるのですが、その点については何かお考えがございしますか、承つておきたい。

○衆議院議員(井手以誠君) 御指摘の青森のリンゴの被害その他今申された多くのものは、ここに記載いたしておきますように低温によるものとして低温の被害として該当するように考へております。ただイナゴとか、ネズミの被害、こういうことについては立案當時いろいろ研究いたしましたけれども、天災によるということとは直接関係が薄いということから、現在のところ一応除外しておる次第でございします、大抵御指摘のものは低温によつて救済できるのではなからうかと考へておる次第でございします。

○千田正君 このマツクイムシやあるいは一つの低温という面においてお救いになる御予定でございしますか。というのは、従来非常に広範囲にわたつて国有林があつたのが、最近におきましては国有林を払い下けて、あるいは市町村あるいは民有地になつておりますので、マツクイムシが相当繁殖して来るという非常なこれはまた所有者にとつては脅威になるものであります。これは一応低温によつて生ずる害であるかどうか、この点もわれわれは考へておるのですが、これはどういふ御見解を持っておられますか。

○衆議院議員(井手以誠君) 仰せの通りマツクイムシの被害も一応研究したところではございしますけれども、ここに言う天災による資金融通というものは少し縁遠い観もあるのです。そういう被害についてはまたそういう被害のものをよく研究して別途に救済しないという話には大体まとまりました。ここに言う天災による資金融通の中には、そういうものは実は入っていないのでございします。しかし提案者としたしましては、別の方途をもつて何らかの措置をしなければならぬのではなからうかというところを考へておる次第でございします。

○千田正君 一応最後に伺つておきたいのは、先ほど青森県のリンゴの被害は低温によると、こういうふうになり、これは一つの例外になると思ひますが、大抵虫害は低温によつて生ずるという御見解のようでありますので、將來そうした場合はこの法律によつてまあ大抵低温によつて生じた、こういう概念をもつて政府の処置を要望してよろしいわけでありませんか。その点を一応承つておき、今後の対策上、提案者から一つその点の確信のある御答をいただきたいと思います。

○衆議院議員(井手以誠君) 技術者または行政官が見て低温によるものなりと認めた場合には、当然この暫定措置法によつて資金を融通しなければならぬと考へております。そのほか低温によらない場合もあるかもしれませけれども、低温によるということが明らかな場合は当然これに含まれるものと信じております。

○飯島達次郎君 提案者にお伺ひしたいと思ひます。それはこの問題をめぐつて衆議院の農林水産委員会決議をなさつておる。かねて平時においてもなかなか一般農家に伍して困難な経営と生活を余儀なくされておる開拓者が、一たび大きな災害に見舞われた場合にはその窮状は突に目も当てられないような惨状たる状況にたたまされておるといふ開拓者に対して今度のこの法律による資金融通等では経営の立ち直りも困難であらうし、なおその償還の前途を考へるとこれは全くはたえに汗をするような思ひであると思ひます。従つて何かこの法律で考へておるほかに、開拓地の災害融資については特別の考へをお持ちの

いのは、先ほど青森県のリンゴの被害は低温によると、こういうふうになり、これは一つの例外になると思ひますが、大抵虫害は低温によつて生ずるという御見解のようでありますので、將來そうした場合はこの法律によつてまあ大抵低温によつて生じた、こういう概念をもつて政府の処置を要望してよろしいわけでありませんか。その点を一応承つておき、今後の対策上、提案者から一つその点の確信のある御答をいただきたいと思います。

いのは、先ほど青森県のリンゴの被害は低温によると、こういうふうになり、これは一つの例外になると思ひますが、大抵虫害は低温によつて生ずるという御見解のようでありますので、將來そうした場合はこの法律によつてまあ大抵低温によつて生じた、こういう概念をもつて政府の処置を要望してよろしいわけでありませんか。その点を一応承つておき、今後の対策上、提案者から一つその点の確信のある御答をいただきたいと思います。

○政府委員(吉川久爾君) 大矢委員から御指摘のような場合についてでございますが、現実には国民経済に及ぼすような重大な災害が起った場合には、資金源があるとかないとかということではなくて、政府の責任においてその原資の確保をしなければならぬと考えておりますので、その点については御心配のないような措置がとられると思ひます。

○大矢半次郎君　ただ抽象的にそうおっしゃられると困りますがね。昭和二十八年の大災害の跡始末におきましても、政府で特別の資金源を考えないで農林中央金庫などが非常に困つて、あと一、二年間そのほかの貸し出し方面が非常に困つた事例があるのであります。従いましてこういう広い適用を随時受けるような法案が成立した場合にはそれに対処する適当な措置を考えていただくかなければ、それは十分善処するつもりだという、ただ抽象的な御答弁では、私は十分満足しかねるのでありますが、重ねて何か新しい構想がありませんかどうか伺いたい。

○政府委員(吉川久衛君) 御指摘の通りこの問題が議員立法によって提出されるということになりましたから、財務当局といろいろ検討したのでございますが、原案については閣議でもこれを了承いたしましたようなわけでございます。

この程度ならばよろしかろう、こういう結論になったわけでございます。ただ、その修正された部分につきましては相当意見がございまして、その点についてはただいまのところ関係間に意見の一致を見ていないのでございますけれども、政府としては善処しなければならぬと考えているような次第であります。

○大矢半次郎君 私は別に国会の開会中とか、あるいは閉会中に起つたからどうかというのじやありません。国会の開会中でも閉会中でも資金源をどうするかということは同じであります。閉会中だから資金源を探すのに非常に困る、開会中ならば非常に楽だというわけにはいけません。現に昭和二十八年の大災害のときには国会開会中で特別の立法がせられましたけれども、このあたりの金融措置については非常に当事者が苦んだわけであります。従つてこういう法案が成立した暁におきましては何らかそれに対処する方策を政府では十分研究していただかなければ

ならないと思ひます。確答が得られなければとにかく将来十分研究するといふことだけでもよろしいのでございますが、今のうちにまあ開会中ならば大丈夫だというお話では私はどうも納得いたしかねるのであります。

○千田正君　これは、政府並びに衆議院の皆さんにお伺いしておきたいと思いますが、世の中に世にも不思議な物語りということがあります、世にも不思議な被害があるのであります。それは当参議院の農林水産委員会が、先般木更津の漁民がノリに対しての被害を訴えてきたわけですが、それを調査に参つたのであります。これに

つては、千葉県側は、これは防衛隊の演習の際流したところの油がノリに付着したために損害をこうむっている、ほとんどのノリは破壊に瀕しているから、これは政府は当然損害の賠償をすべきである、補償すべきである、こういうことを要求しているのに対して、政府側、ことに防衛庁側の弁解では全然そういうことはいない、科学的にこれは証明する、こういうので防衛庁側はもととしてこの千葉県側の要求に対しては受け入れない、それでわれわれは調査に行つたのですが、現実には被害を受けている、実際ノリは壊滅に瀕しております。しかしこれは漁民と

してはかかるところがない。水産庁に
対して調査をお願いするというと、な
るほど油の被害らしいが、これが防衛
庁のための損害であるかどうかとい
うことはわからない、海上保安庁しか
り、そうするというと、現実被害を

得ないのであります。ところが、これに對しては何ら政府は処置をしておらない。そこで伺つておきたいのですが、弱い農民なり漁民なりが、幾ら政府に向つても實際の損害があるのかかわらずそれを認めてもらえない、そういう場合においては一体これは天災とあきらめるよりほかないのでしょいか、それともかりに天災としてあきら

めるならば、やはりこういった法律によつて何か救つていただかなければあきらめ切れない。そこでそういう問題は、現実起きておるのでありますが、こういう問題に対しては、衆議院例としては何かほかに特別立法なざる御処置を考えておられるかどうか。また政府としては、あれは相変らずこの責任は政府にはないのだ、こういう考えでおられるかどうか、一応承わつておきたいと思うのであります。

○秋山俊一郎君 関連。ただいま水産の問題が出ましたが、今の油による被害というものはまことに千田委員御指摘の通り不思議な結果が出ています。

あります。そのほかに先ほどマツタケイムシだとか、あるいは病虫害等の農作物に對する被害などについても御質問があり、それが気温の低下により生ずるとするならば、そういう道によつてこれを救済することができるのであり

も、カキの養殖、アサリの養殖につきましても、主として比較的に流れの穏やかな、たとえば東京湾であるとか、あるいは有明湾、大村湾であるとかいうようなところにおいてしばしば発生するのでありますが、これはもうまさしく天災と称するものであつて、人災でも何でもない、従つてそういうものに対する処置、ここでは水産物に対して

流失というようなことがありますか、
 そうではなくて、そういうような被害
 も当然しばしば例のあることでありま
 すし、考えなければならぬと思うので
 ありますが、そういう問題はこれには
 全然含むというお気持はないのであり
 ますか。私はここに掲げてある暴風
 雨、地震、暴風浪、高潮、または降
 霜、低温、降ひょう、こういうもの
 一つも入らない。しかしながら今申し
 上げました油の害の話もありましたけ
 れども、一体天災とだれが見ても認め
 られるような、そういう事例に対して
 はこれは適用できないものであります
 か、これに対して……。

○委員長（江田三郎君）　もう関連あり
ませんか。

○清沢俊英君　有明の問題も出てきま
す。それから先殺私の出しましたイカ
の中毒の問題も出てくるという、そこ
でまあちょっとお伺いしますが、これ

は、その問題で大臣にこれはあなた、管農資金が借りられるかと言つたら、実情によつては貸せませんと言つたのだし、この法律に規定したワケ外であるから利子の補給というやうなもの、恩典はないだろうと私は考えるが、その点はどうなりますか、これにないもので大臣がかりに貸せる、特別にそれを考慮して資金は一つめんどろを見よう、貸さなければならぬ実情ならば貸せる、こう言うのだが、その場合こゝういう法律にある恩典、法律的な恩典が、こゝういう条項であつたならばあるのかないのか、これは法律的解釈としてわからぬ、先にそれを聞かしてもらいたい。

○衆議院議員(井手以誠君) 当局に対するお尋ねがたいぶあつたようです、千田さんからは、ことに提案者の意見はどうかということでごさいます。たのでお答えしたいと思ひます。千葉県における油の被害については、それは人をあきらめさせるときは天災だとは言ひますけれども、法律的にはどうも天災とは私ども考えないのであります。私どもお互いにやはりその原因を究明して当然さういふ被害を与へたものに対して、あるいは責任者に対して国会議員としては損害を補償さすべく努力すべきであると考えておるのであります。また今日までお互いさういふことについて戦つて参つた次第でございます。

秋山先生からお尋ねのヒトデその他については、大体ここに第一条にありますように、予想されるものについてはここに暴風雨、豪雨、低温または降ひようまで書き上げておりますが、その下に、「等」ということを入れてお

るのであります。たぐさんの天災によるやつは全部列挙するわけにも参りませんし、その他天災のものを「等」という中に含めておるのであります。従来立法においてはさういふように解釈して参りましたし、それが見ても天災で、その被害が相当広範囲にわたつて、その結果国民経済に影響を及ぼすということになれば、当然その規定が發動されなければならぬと考へておる次第でございます。清沢先生について

○説明員(和田正明君) ただいま井手さんの方からお答えがございましたが、赤潮とかヒトデとかいふやうなものは一般的にいって私どもも天災に入り得ると思ひます。ただこの法律の立法の趣旨から、また条文の規定から考へても、その被害程度が、相当被害額が大きき、またその国民経済に及ぼす影響が、この法律によつて指定するものであるかどうかという、その被害の程度合なり、あるいは被害の地域がある程度全国的であるとか、さういふ被害の状況によつてケース・バイ・ケースで政令で指定すべきものもあり得る、こゝういふことではないかと

思ひます。それからイカの問題につきましても、先般やはり清沢さんの御質問に対しては水産庁長官が調査をせられてお答えするということでありましたが、イカの中毒事件そのものが天災であるかどうかというところはこれはわかりませんので、何とも申し上げかねますが、一般的に農民、漁家が経営資金に不足をいたしますやうな場合は、これは当然系統金融機関の内部においてあつておるべき性質のものでございまして、その点については実情

を調査をいたしまして中金からの資金あつせん等の措置をとりたいと思つております。

○清沢俊英君 そこを聞いておるのじゃない。その資金あつせんは受けるが、この法案に規定してあるやうな利子の補給とか何とかいふやうなもの、それでもらえるかどうか。これは幾ら大臣が言うても、もらえないといふことなんでしょう。それをほつきりして

○説明員(和田正明君) それはやはり系統金融で融資をいたします場合に、系統金融の一般の金利ということにならぬと思ひます。

○長谷山行毅君 この法案で規定してある「天災」ということの意義については大体今明らかにされましたが、先ほど大矢委員から言われた二条のこの天災、本法による天災の場合のこのカッ内の定義の問題ですが、これは「天災による被害が著しくかつその国民経済に及ぼす影響が大」だと、被害が著しいといふことはこれはわかりませんが、国民経済に及ぼす影響が大だといふことは非常にこれは主観的な認定によるもので、あやふやな感じがするのですが、大体どの程度を予想してどういふやうな意味の政令をこゝで意図されているのか。それらの点についてお伺いしたいと思ひます。提案者と政府の方との両方から。

○衆議院議員(稲富隆人君) これは大体従来の立法処置をやりましたときの状態があつたわけでございますから、さういふふうな従来の立法処置をやりましたときの慣習に従つてやる、こゝういふやうな考えを持っておきます。

○説明員(和田正明君) 今稲富さんから御答弁がありましたように私どもも考へております。ただ、たとへば四月に凍霜害があつたという場合に、四月の凍霜害だけでは割合に被害金額も少いし、あるいはその被害を受けた県も一、二県にとどまらなければ、春先の凍霜害といふものが四月、五月、六月といふふうにあつて、ある程度全国的にもなる、被害が大きくなるという場合に、やはり春先の凍霜害といふことで今までも影響が非常に大ききといふことでも立法措置をして参りました。ある程度時期的にまとまればこゝういふ政令指定の対象になり得るというやうな天災もあるわけでございますから、今までの慣習に従つて、今まで立法措置をとつて参りましたやうな程度以上の被害についてはそのつど政令で指定をして参りたいと思ひます。

○長谷山行毅君 今のについてお聞きしたいのですが、その政令の形式はどういうふうになるのですか、何月の何の災害といふことで、こゝういふやうな形式でそのつど政令を出すのですか。

○説明員(和田正明君) 今法制局等との打ち合せをいたしておりますが、私どもの考へ方としては、そのつど、この法律を何々の災害に適用するための政令といふことで、そのつど出してきたいといふことで考へております。さしあつて必要がありまは、五月の凍霜害の東北と、それから六月のひょう雪、それから六月及び七月の北海道東北の水害といふふうに考へております。

○委員長(江田三郎君) ちょっと速記午後四時二十八分速記中止

午後四時四十分速記開始

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて下さい。

なお、この際ちょっと政府にお伺いしておきますが、この法案について、個々の問題については、先ほど衆政府の見解をお聞きしておりますが、法案全体について、政府としてどういふ見解か、あらためてはつきりしていただきたといふことと、それから先般四月、五月の災害についての特別措置法を本委員会でも可決いたしました場合に、本委員会としては将来かやうな問題が起きたときだけの特別措置法でなしに、恒久立法を政府として提出すべきであるこゝういふ意味の付帯決議をつけておきたいのですが、これは今回は政府提案でなしに、衆議院の方の議員立法という形をとりましたが、その間の事情についてはどういふやうないきさつが出たのか、なぜ政府提案としてこれを出すことができなかったのか。この点は本委員会の全会一致の付帯決議の趣旨からいたしまして、明らかにしておいていただきたいと思います。

○政府委員(吉川久衛君) 御決議の趣旨を実現いたしたいと思つておりましたが、政府といたしましては、四月、五月の法律の一部改正で、とりあへず今日の災害に対処したい。もし休会中にかやうな場合が起きたならば、通常国会において遡及して効力の生ずるやうな措置をし、通常国会においてのときに初めて即決議の趣旨を尊重して、その向きの立法をしよう、こゝういふ考へ方であつたのでございまして、それを待たないで議員立法がなされたので、閣議においてはこれを承認

することに相なったような次第でございます。

○委員長(江田三郎君) ほかに御発言もないようでございますが、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(江田三郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のあり方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○飯島連次郎君 私はこの法案に希望を付して賛成したいと思ひます。

わが国が年々歳々暴風その他自然の災害によりまして、農林水産業に甚大な損害をこうむつて、そのために農林水産業経営の維持と安定に多大の支障を来たしてゐる現状に對しまして、政府はそのつど特別立法の措置を行い、経営の資金、または事業資金の融通をはかり、被害農林漁業者の経営の維持安定をはかつて参つたのであります。

が、このたびは更に進んだとして、恒久的な基本立法を行い、農林水産業統金融機関、またはその他の金融機関がこれらの資金融通を行います場合、国と地方公共団体において利子の補助及び損失補償を行い、もつて資金融通が円滑かつ低利に行われ、これを目的として立案されましたことは、われわれも衷心から賛意を表するところであります。しかしなおこの内容を検討いたします場合に、衆議院の提案者の各位におかれましては、感じておいての通りに、私はこの法案についての、一つの盲点があると思ひます。

それは特に開拓者並びに零細の農民漁業者に対する措置、それから次に必要とするに相なったような次第でございます。

要にして十分な資金源の調達と確保という点であります。これは過去の災害の経験等にかんがみて、われわれがこの法案を審議するに當り、なお将来に對してもこれは不安なきを得ないものであります。この点については私は先ほどの提案者並びに政府当局からの一応の回答がございましたが、十分この点については従来よりも一歩進めた恒久的な立法のこの建前に徹しましては、資金源の調達と確保については格別の準備があつてしかるべきだと思ひます。そういう見地からいたしまして私はこれに付帯決議を付したいと思ひます。

以下決議文を朗読をいたします。
「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案附帯決議」
一、政府は、開拓者を初めその他零細農林漁業者被害者に対して必要な経営資金が均霑するよう特別な措置を講ずべきである。

一、融資の円滑を期するため、政府は、資金源の確保について遺憾なく措置すべきである。
一、天災に準ずべき災害の被害者に対して、本法に準ずる措置を講ずるよう、政府において善処すべきである。

以上であります。
○池田宇右衛門君 政府は議員立法だからと申しまして、監視するようなどとはないだらうと思ひます。しかし政府といたしましては、よくこれらの関係者が一致いたしまして、災害者といひましたは、ことに農林災害は非常な苦心を払つてせつかく育成したところの収穫を目の前にして一切を失ふ。

農民のこの災害によつて物心両方面にいたでをこうむつた、その安定精神を生かして、再び管業に對しまして再起するの役に立つよう、十分に法の精神をくむと同時に、同僚各位から言われたごとく十分に資金等においては、これが融資の道をすみやかに講じまして、資金の融資に當つては逡巡することなく、迅速果敢にこれが各災害者の手元に届くようにいたすことを、強くこの際要望するものであります。従来こういう場合におきまして、ややともすれば資金は半年一年というふうなおくれがちになりまして、災害にあひましたその上にさらに利息その他によつてとかく農村の復活がおくれがちであります。かかる事情をしんじやくの上、十分にこの処置によつて農家の安定、育成、及び管業に當りまして、ますます増進意欲を向上する方途を強く講ずるよう、重ねて要望して本案に賛成するものであります。

なお、付帯決議についてはともに同意をいたすものであります。
○委員長(江田三郎君) ほかに御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ありませんか。

〔賛成者挙手〕

○委員長(江田三郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(江田三郎君) 全会一致でございます。

○委員長(江田三郎君) 本日はいかにて散會いたします。

午後四時五十一分散會

七月二十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、養ほう振興法案(予備審査のため付託は六月二十八日)

一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案(予備審査のための付託は七月四日)

七月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案(衆)

一、砂礫価格安定法案(衆)

昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案
(この法律の趣旨)
第一条 この法律は、昭和三十年六月及び七月に政令で定める地域内において生じた水害(以下「水害」という。)による被害農家が食糧の用に供するため必要とする米、小麦、大麦、はだか麦、小麦及び麦製品(以下「米麦」という。)の売渡についての特例の措置につき規定するものとす。

(定義)
第二条 この法律において「被害農家」とは、米麦(麦製品を除く。以下「米麦」という。)

○政府委員(吉川久衛君) ただいまの御決議の趣旨を体しまして善処いたします。

○委員長(江田三郎君) 本日はこれにて散會いたします。

午後四時五十一分散會

七月二十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、養ほう振興法案(予備審査のため付託は六月二十八日)

一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案(予備審査のための付託は七月四日)

七月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案(衆)

一、砂礫価格安定法案(衆)

昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案
(この法律の趣旨)
第一条 この法律は、昭和三十年六月及び七月に政令で定める地域内において生じた水害(以下「水害」という。)による被害農家が食糧の用に供するため必要とする米、小麦、大麦、はだか麦、小麦及び麦製品(以下「米麦」という。)の売渡についての特例の措置につき規定するものとす。

(定義)
第二条 この法律において「被害農家」とは、米麦(麦製品を除く。以下「米麦」という。)

○政府委員(吉川久衛君) ただいまの御決議の趣旨を体しまして善処いたします。

画量の約六パーセント、事業費で

原九一

ては、でん粉、水あめ及びぶどう糖の

岩三

日受理

一五

